

川崎市拉致被害者家族支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市拉致被害者家族支援連絡会議設置要綱第3条第2号に掲げる事項を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 市は、次の事項を行うものとする。

(1) 協議、調整、情報交換

- ア 川崎市拉致被害者家族支援連絡会議の開催及び庁内調整
- イ 内閣官房拉致問題対策本部との連絡調整
- ウ 神奈川県・横浜市・川崎市拉致被害者等支援連絡会議への出席
- エ 拉致問題に関する自治体ネットワークとの情報交換
- オ あさがおの会、救う会神奈川などの民間支援団体等との連絡調整
- カ その他、拉致被害者家族支援に必要な事項

(2) 広報、啓発

- ア 広報・啓発用チラシの作成
- イ 懸垂幕の掲出
- ウ 河川情報掲示板の活用
- エ 政府作成ポスター及び啓発DVD等の活用
- オ ブルーリボン運動への協力
- カ 写真展の開催
- キ 「拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどい」の開催
- ク 拉致被害者家族支援「横田めぐみさん」コーナーの運営
- ケ 民間支援団体等への後援・共催
- コ 啓発物品の貸出・提供
- サ その他、拉致被害者家族支援に必要な事項

(後援・共催及び啓発物品)

第3条 前条第2号における後援・共催は市民・こども局事業等の共催及び後援に関する事務取扱要綱によるものとする。

2 前条第2号における啓発物品は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 写真パネル
- (2) タペストリー
- (3) 懸垂幕
- (4) その他、拉致被害者家族支援の啓発に必要な物品
(啓発物品の貸出等の申請)

第4条 啓発物品の貸出し及び提供を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する2週間前までに川崎市拉致被害者家族支援啓発物品貸出等申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(啓発物品の貸出等の承諾等)

第5条 市長は、前条の川崎市拉致被害者家族支援啓発物品貸出申請書を受理したときは、次に定める基準に基づいてその内容を審査し、その結果を川崎市拉致被害者家族支援啓発物品貸出承諾・不承諾通知により団体等に通知するものとする。

(1) 第3条第1項における市の共催・後援として認められたもの。

(2) その他、市長が必要と認めたもの。

(貸出に係る経費)

第6条 貸出費用は無償とする。ただし、貸出しに係る必要経費は申請者の負担とする。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は事業に必要な期間とし、原則2週間以内とする。ただし、貸出期間内であっても、市長が必要と認めたときは、当該貸出物品の返却を求めることができる。

(紛失及び汚破損)

第8条 申請者が貸出物品を紛失、汚損もしくは破損した場合は、川崎市の指定する方法で弁償等を行うものとする。

(貸出物品の複写)

第9条 貸出物品の複写は、これを禁ずる。

(報告)

第10条 事業等を実施した団体等は、事業終了後2週間以内に拉致被害者家族支援事業実施報告書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、市民・こども局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。